

令和4年 第4回(11月)

篠栗町議会臨時会 会 議 録

福岡県篠栗町議会

令和4年第4回 篠栗町議会臨時会 会期日程

開 会 11月30日(水曜日)

会 期 1日間

閉 会 11月30日(水曜日)

月	日	曜	区 分	開議時刻	件 名
11	30	水	本会議	10時	開 会 <ul style="list-style-type: none"> ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・議案の上程及び質疑 ・議案の委員会付託
			委員会		・付託案件審査
			本会議		・付託案件委員長報告 <ul style="list-style-type: none"> ・採決 閉 会

令和4年第4回 篠栗町議会臨時会 議事日程 第1号

令和4年11月30日(水) 午前10時開議

- 第1, 会議録署名議員の指名 5番 , 6番
- 第2, 会期の決定の件
- 第3, 議案の上程(提案理由説明)及び質疑
- 第4, 議案の委員会付託について
- 第5, 議案第46号 篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第6, 議案第47号 令和4年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について
- 第7, 議案第48号 令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
- 第8, 議案第49号 令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について
- 第9, 議案第50号 令和4年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について
- 第10, 議案第51号 令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2号)について

議案付託表

議案 番号	件 名	付託委員会
46	篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する 条例の制定について	総務建設 常任委員会
47	令和4年度篠栗町一般会計補正予算(第5号)について	予算 特別委員会
48	令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)に ついて	予算 特別委員会
49	令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) について	予算 特別委員会
50	令和4年度篠栗町水道事業会計補正予算(第2号)について	予算 特別委員会
51	令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算(第2 号)について	予算 特別委員会

令和4年 第4回(11月)

篠 栗 町 議 会 臨 時 会

会 期 及 び 議 事 日 程

令和4年 第3回 臨時会 会議録

招集日時 令和4年11月30日 午前10時

招集場所 篠栗町役場 議事堂

招集日の出席議員

1番	岩下勝正	2番	藤木高裕	3番	横山和輝
4番	品川静	5番	古屋宏治	6番	田辺弘之
7番	栗須信治	8番	村瀬敬太郎	9番	今長谷武和
10番	阿部寛治	11番	松田國守	12番	荒牧泰範

欠席議員

地方自治法第121条の規定により出席した者

町長	三浦正	副町長	大塚哲雄
教育長		総務課長	田村明広
財政課長	藤忠文	財産活用課長	熊谷重幸
会計課長		まちづくり課長	大内田幸介
税務課長	進藤功次	収納課長	花田篤
住民課長	有隅哲哉	健康課長	村瀬菊子
福祉課長	平山智久	産業観光課長	松熊大
都市整備課長	堀雅仁	上下水道課長	城戸勝範
学校教育課長	田中久善	こども育成課長	松岡秀策
社会教育課長	藤幸三	監査委員事務局 長	佐伯和久

出席した議会事務局職員

局長	水江靖浩	次長	生野崇
係長	水伴秀代		

開会 午前10時00分

○議長（阿部 寛治） おはようございます。

本日は、全員出席で開議は成立いたします。

なお、執行部では今長谷教育長が研修のため、栗原会計課長が病気療養のため、欠席しております。

ただいまから、令和4年第4回篠栗町議会臨時会を開会いたします。

本日の日程は、タブレットに掲載しております議事日程のとおりでございます。

これより日程に従い議事を進めます。

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番、古屋宏治議員、6番、田辺弘之議員を指名いたします。

日程第2、「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日、11月30日の1日間にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3、「議案の上程」を議題といたします。

本臨時会に提出されております議案は、議案第46号から議案第51号までの6議案でございます。それでは、議案第46号から議案第51号までを一括議題といたします。町長に一括して提案理由の説明を求めます。

はい、三浦町長。

○町長（三浦 正） おはようございます。

本日、令和4年第4回臨時会を招集いたしましたところ、公私ともご多忙の中ご出席賜り誠にありがとうございました。本臨時会に提案しております、議案第46号から議案第51号までの6議案について説明をいたします。

議案第46号は「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」であります。

本議案は、令和4年度の人事院の給与改定に関する勧告により、国に準じた措置を講じる必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。改正の主な内容は、一般職給料表の給料月額を若年層を中心に平均0.3%引上げ、一般職勤

勉手当について0.1月分を引き上げるとともに、特別職及び議員の期末手当については0.05月分を引き上げるものであります。

議案第47号は「令和4年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について」であります。

当該補正予算は、令和4年度篠栗町一般会計歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,732万6,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ122億7,789万5,000円とするものであります。

歳入については、普通交付税1,732万6,000円を追加するものであります。歳出につきましては、人事院勧告により国に準じた措置を講ずるため、人件費といたしまして1,732万6,000円を追加するものであります。

議案第48号は「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計予算に、人件費の補正により歳入歳出それぞれ40万8,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ27億7,770万8,000円とするものであります。

議案第49号は「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」であります。

当該補正予算は、令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計予算に、人件費の補正により、歳入歳出それぞれ28万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ4億5,159万4,000円とするものであります。

議案第50号は「令和4年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」であります。

当該補正予算は、令和4年度篠栗町水道事業会計予算に、人件費の補正により第3条収益的収入及び支出において、支出に28万5,000円を追加し、収益的支出の総額を5億5,547万3,000円とし、収益的支出額に対し、3,854万8,000円の黒字予算とするものであります。

議案第51号は「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）」についてであります。

当該補正予算は、令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計予算に、人件費の補正により第3条収益的収入及び支出において、支出に21万5,000円を追加し、収益的支出の総額を8億4,638万8,000円とし、収益的支出額に対し2,089万9,000円の黒字予算とするものであります。

以上が、本臨時会に提案いたしました議案の提案理由でございます。

慎重審議方よろしくお願いいたします。

○議長（阿部 寛治） ただいまの提案理由の説明に対し大綱質疑を行います。

質疑はありませんか。

ないようですので質疑を終わります。

日程第４、「議案の委員会付託について」を議題といたします。

お諮りします。

議案第４６号につきましては、議案付託表のとおり、総務建設常任委員会に付託したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定しました。

次に、議案第４７号から議案第５１号までの補正予算につきましては、議長を除く１１人で構成する予算特別委員会を設置し、これに付託したいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部 寛治） 異議なしと認めます。

よって、そのように付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長については、申合せにより、委員長は、７番、栗須信治議員、副委員長は、５番、古屋宏治議員です。

それでは、この後、引き続き総務建設常任委員会を行います。その後に、予算特別委員会を行いますので、文教厚生常任委員会の議員の皆さんは、全員協議会室で待機してください。

では、本会議を暫時休止します。

休止 午前１０時０８分

再開 午前１０時４８分

○議長（阿部 寛治） 本会議を再開いたします。

日程に従い、採決を行います。

日程第５、議案第４６号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」を、議題といたします。

本案は、総務建設常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めま

す。

古屋委員長。

○議員（古屋 宏治） 報告いたします。

議案第46号「篠栗町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」

本議案は、令和4年度の人事院の給与改定に関する勧告により、国に準じた措置を講じる必要が生じたため、本条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、一般職給料表の給料月額について若年層を中心に平均0.3%引上げ、一般職勤勉手当については0.1月分を引き上げるとともに、特別職及び議員の期末手当については0.05月分引き上げるものであります。

この条例については、公布の日から施行され、給料表の改定については、令和4年4月1日から適用されます。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論ありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決することに決定されました。

日程第6、議案第47号「令和4年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について」を議題といたします。

本案は、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。
栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第47号「令和4年度篠栗町一般会計補正予算（第5号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,732万6,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ122億7,789万5,000円とするものであります。

予算の内容は、給与条例改正に伴う人件費の補正でございます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細については省略いたします。当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第47号は、委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第7、議案第48号「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第48号「令和4年度篠栗町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ40万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,770万8,000円とするものであります。

予算の内容は、給与条例改正に伴う人件費の補正でございます。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第8、議案第49号「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第49号「令和4年度篠栗町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について」

本議案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ28万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億5,159万4,000円とするものでございます。

予算の内容は、給与条例改正に伴う人件費の補正でございます。全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので討論を終結してただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第49号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第9、議案第50号「令和4年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も、予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第50号「令和4年度篠栗町水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、令和4年度篠栗町水道事業会計に既決の予算、第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額に、収益的支出28万5,000円を追加し、収益的支出の総額を5億5,547万3,000円とし、収益的支出額に対し3,854万8,000円の黒字予算とするものであります。

予算の内容は、給与条例改正に伴う人件費の補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第50号は委員長報告のとおり可決することに決定しました。

日程第10、議案第51号「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」を議題といたします。

本案も予算特別委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

栗須委員長。

○予算特別委員長（栗須 信治） 報告いたします。

議案第51号「令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計補正予算（第2号）について」

本議案は、令和4年度篠栗町流域関連公共下水道事業会計に既決の予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額から、収益的支出21万5,000円を増額し、収益的支出の総額を8億4,638万8,000円とし、収益的支出額に対し2,089万9,000円の黒字予算とするものであります。

予算の内容は、給与条例改正に伴う人件費の補正です。

全員出席の予算特別委員会にて審査しておりますので、詳細につきましては、省略いたします。

当委員会において慎重審査の上、採決の結果、全員賛成にて原案のとおり可決いたしましたしております。

以上、報告終わります。

○議長（阿部 寛治） ただいまの委員長の報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

次に討論を行います。

討論はありませんか。

ないようですので、討論を終結し、ただいまから採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決です。

本案を委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部 寛治） 全員賛成と認めます。

よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

これで、本臨時会の日程は全て終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもちまして、令和4年第4回篠栗町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 11時02分

会議の経過およびその内容に相違ないことを証し、地方自治法
第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

篠栗町議会議長

阿部 寛治

篠栗町議会議員

古屋 宏治

篠栗町議会議員

田辺 弘之
